

2016年4月1日

神戸市外国語大学（以下「本学」という。）では以前より、障がいのある学生に対して当該学生（又は保証人）からの申請により、障がい状況やその支援の必要性、本学の支援体制事情を総合的に判断し、支援を行ってきたが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の合理的配慮規定等の施行に伴い、以下のように障がいのある学生への支援に関する基本方針を定めるものである。

第1 趣旨

この基本方針は、障がいのある学生に対して不当な差別的取扱いを禁止し、修学上の合理的配慮を行うにあたり、本学の基本原則及び支援等の基本事項を定める。

第2 定義

本基本方針における用語の定義及び範囲は、以下のとおりである。

「障がいのある学生」とは、本学における教育及び研究、その他本学が行う学生活動に参加する学生のうち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

「合理的配慮」とは、障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受け研究を行う権利を享受し、又は行使する上で、本学が必要かつ適当と判断する調整を行うことであり、障がいのある学生が、その状況に応じて、本学において教育を受け研究を行う場合に個別に対応を必要とするものであり、かつ本学の体制面、財政面において、均衡を失するあるいは過度の負担とならないものをいう。

「不当な差別的取り扱い」とは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育および研究、その他本学が行う学生活動全般について機会の提供を拒否し、または提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない者に対しては付さない条件をつけることなどにより、障がい者の権利利益を侵害することをいう。なお、障がい者の事実上の平等を促進し、また達成するために必要な調整等の処置は、不当な差別的取扱いではない。

「学生活動」とは、授業、課外授業及び学校行事への参加等、教育及び研究に関するすべての事項をいう。ただし、学内移動や課外授業、実習等の移動を含み、教育とは直接関与しない学生の活動や生活面における配慮は含まない。

第3 修学支援の基本

(機会の確保)

障がいのある学生が、障がいを理由に不当な扱いを受け修学を断念することがないように修学の機会を確保するとともに、入学選抜において必要な能力や適性について障がいのない学生と公平に判断を受ける機会を提供し、また入学後は障がいの状態や状況に応じて、学生の平等な修学の機会を保障するよう合理的配慮を行い、不当な取り扱いがないように対応する。ただし、教育の本質や評価基準の変更等、他の学生に多大な影響を及ぼすような変更や調整は行わない。

(情報の公開)

障がいのある本学への進学希望者及び本学学生に対し、この基本方針及び合理的配慮や不当な取り扱いの禁止事項等の支援の内容、並びに本学における体制等の情報を公開する。

(修学支援の決定)

学生本人（又は保証人）の要請に基づき、本人の教育的必要性と意志を尊重し、本学の体制面、財政面を考慮し、共通理解を図った上で対応を決定する。

(支援実施体制)

学長は、大学全体として障がいのある学生への修学支援体制の確保、学生・教職員の理解促進、及び意識啓発に努めるものとする。支援に当たっては、支援に関わる各部署や教職員と十分な連携を図り対応を行う。

障がいのある学生を支援する全学的な組織は、障がい学生支援委員会であり、そこを拠点として、この基本方針に基づき、障がいのある学生への支援を行う。